



長野県地方税滞納整理機構選挙管理委員会告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 6 第 1 項の規定において準用する同法第 74 条第 1 項、第 75 条第 1 項、第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに同法第 291 条の 6 第 2 項の規定による請求権を有する者の数は、次のとおりです。

平成 30 年 6 月 12 日

長野県地方税滞納整理機構選挙管理委員会

委員長 永井 順



請求権を有する者の総数の 50 分の 1 の数 35,161 人

請求権を有する者の総数の 3 分の 1（その総数が 80 万を超える場合にあっては、その超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）の数

319,752 人